

令和 4 年 6 月 19 日現在

機関番号：50102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01325

研究課題名（和文）アジア国際家族法における普遍的法秩序の探究

研究課題名（英文）Universal Legal Order in Asian International Family Law

研究代表者

佐々木 彩（SASAKI, SAI）

苫小牧工業高等専門学校・創造工学科・准教授

研究者番号：90459834

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、文化的・宗教的背景が異なるアジア圏の国際家族法において、ヨーロッパ国際私法において近時見られるような法秩序の構築を見出すことができるかどうかについて検討を行ったものである。その結果、研究対象としたアジア諸国（中国、インドネシア）においては、両性平等や弱者保護の理念から導き出される一定の法秩序（公序）が存在することが見て取れ、それは、わが国の国際私法規定の法源である「法の適用に関する通則法」を適用する場面においても、公序則を発動する際の一定の判断基準になり得ると考える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、普遍的法秩序（公序）の構築可能性について、インドネシアおよび中国の国際家族法を中心に比較法的視点から研究を行い、我が国における現代的問題点も踏まえ、検討・考察したものである。アジア圏とヨーロッパ圏、さらに全世界における普遍的公序の構築可能性を追究したことは、これまでの通説を覆し新たな見解を示す可能性のある創造的な取り組みであり、学術的意義があったと考える。また、本研究を通して、我が国国際私法上の公序則を発動する際の一定の判断基準を導き出すことに繋がったと考え、社会的意義があったものと思われる。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to examine the possibility of finding a legal order in Asian international family law, which has different cultural and religious backgrounds, as seen in the recent European private international law. As a result, it was found that in the Asian countries (China, Indonesia) studied, there is a legal order (public policy) derived from the idea of gender equality and protection of the vulnerable. Therefore, this study clarified that the above can be a certain criterion for invoking public policy even when applying Japanese private international law.

研究分野：国際私法

キーワード：国際家族法 国際私法 公序 法秩序 インドネシア 中国

1. 研究開始当初の背景

今日、ヨーロッパ国際家族法における公序においては、「ヨーロッパ人権条約」による影響が広がりを見せており、フランスはもとより、ベルギーの裁判例などにおいても、「ヨーロッパ公序」として同条約に基づいた普遍的公序概念の確立が現実味を帯びてきていることが窺えた。また、イスラム圏であるエジプトの国際家族法における公序概念について研究を行った結果、ムスリムに関する個人の身分の問題については厳然としてイスラム公序が普遍性を有しており、それはヨーロッパ法の背景にある基本的権利の概念に相当するものを喚起するものとする立場が見られた。

このような各地域における国際家族法上の公序に関するこれまでの研究を踏まえ、アジア圏の国際家族法において、ヨーロッパ国際家族法において近時見られるような、普遍的な法秩序(公序)の構築を見出すことができるかどうかを検討することとした。

2. 研究の目的

本研究は、ひとつの国の中でも複雑な様相を呈しているインドネシアおよび東アジアの主要国である中国における実地調査等を素地とし、文化的・宗教的背景が異なるアジア圏の国際家族法において、ヨーロッパ国際私法において近時見られるような法秩序の構築を見出すことができるかどうかを検討することを目的とした。アジア圏において、また、アジア圏とヨーロッパ圏において、さらに全世界において、なんらかの「普遍的公序」に通ずる法秩序の基準を見出せないか、ということに常に問いながらその構築可能性を追究することは、これまでの通説を覆し新たな見解を示す可能性のある創造的な取り組みであり、我が国際私法規定の主法源である「法の適用に関する通則法」を適用する場面においても、同法第42条の公序則を発動する判断基準の手掛かりになり得ると考えたからである。

3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するため、研究協力者の協力を得て、東南アジア諸国および東アジア諸国の国際家族法に関わる問題点を判例や学説により整理し、アジア圏全体においてヨーロッパ公序に通じるような普遍的な法秩序の構築可能性の検討を試みた。

具体的には、まず、東南アジアの要であり、世界最大のムスリム人口を抱え、複数の法制度を包含するインドネシア家族法において何らかの法制度間の秩序を見出すことができるか検討を試みた。それにあたり、現地調査および資料収集を行うため、インドネシアの最高裁判所(ジャカルタ)、高等裁判所(ジャヤブラ)、地方裁判所(メラウケ)そして、インドネシアの弁護士会の一つである KAI (Kongres Advokat Indonesia, ジャカルタ) を訪問し、インドネシア家族法等に関する有益な情報を得ることができた。

次に、我が国にとって経済面・家族関係面ともに密接な関係のある中国の家族法中に、我が国をはじめ、東アジア域内において通ずるような法秩序を見出すことができるか検討を行うとともに、2021年に施行された新しい中国民法典中の家族法規定における法秩序と中国国際私法上の公序とを概観することにより、各々の、または、共通の法秩序を見出すことができるかについて検討を行った。当初の研究計画では北京を中心に、現地調査・資料収集を行う予定であったが、コロナ禍で実施することができなかつたため、アジア経済研究所図書館等を利用し資料収集を行い、また、中国国際私法に精通している研究協力者から中国国際家族法等に関する情報提供を受けるとともに、資料収集にも協力を頂き、研究を遂行することができた。

さらに、普遍的公序の一考に値する問題と考え、我が国の憲法的視点から、同性婚に関する最近の裁判例および学説を概観し検討を試みた。

なお、上記本研究を深化させる場として、「国際家族法研究会(東洋大学現代社会総合研究所)」を2019年度に立ち上げ、本研究期間中、継続して活動を行った。

4. 研究成果

上記の研究目的および研究方法を踏まえ、研究協力者の協力を得て、文化的・宗教的背景が異なるアジア圏の国際家族法において、ヨーロッパ国際私法において近時見られるような法秩序の構築を見出すことができるかどうか検討し、一定の研究成果を残すことができた。具体的内容は、以下(1)～(5)のとおりである。

(1) 東南アジア圏については、インドネシア家族法において何らかの法制度間の秩序を見出すことができるか検討を試みた結果、1945年憲法の前文に定められており、国是となっている建国5原則(Pancasila)を軸として、アダット法、イスラム法をも考慮した内容が司法制度およびインドネシア法を構築していることが見て取れ、そこからインドネシア家族法における法制度間の秩序を整合性あるものとしている要素が見いだせるとする考えに至った。また、2018年12月13日、憲法裁判所において、女性の婚姻年齢を16歳と定めるインドネシア婚姻法が、性別による差別であるとして違憲判決が出されており、それを受け、国民議会(Dewan Perwakilan Rakyat; DPR)は、女性が婚姻できる最低年齢を19歳に引き上げる内容の婚姻法改正案を承認した。このことは、インドネシア婚姻法の理念である男女同権の実現を図っており、また、同国における男女平等の理念が、世界の潮流に乗っているとも見ることもできた。これらの研究成果は、佐々木彩「東南アジア家族法における法秩序 インドネシアを素材として」『現代社会研究』第17号(2019年)15-24頁において公表されている。

(2) 東アジア圏については、中国家族法中に、我が国をはじめ、東アジア域内において通ずるような法秩序を見出すことができるか検討を試みた結果、2001年の中国婚姻法においては、全ての基本原則(婚姻の自由、一夫一婦制、男女平等、女性、子どもおよび高齢者の正当な権利・利益の保障、計画出産の実施)において、「弱者保護」の利益(ここでいう弱者とは、子ども、女性、高齢者が該当する)が浸透していることが見て取れ、それは、東アジア域内に通じる法律秩序に繋がるとの結論に達した。

(3) また、前出(2)に関する研究を踏まえ、2021年に施行された新しい中国民法典中の家族法規定における法秩序と中国国際私法上の公序とを概観することにより、各々の、または、共通の法秩序を見出すことができるかについて検討した結果、まず、中国民法における法秩序は、総則編の基本規定を基盤としており、婚姻法から中国民法典に引き継がれた基本原則の中で、さらに弱者保護の理念の徹底が図られていることが明らかとなった。また、中国国際私法上の公序概念は、中国憲法上の原則、中国民法典上の基本原則、さらに、中国が承認する国際法上の基本原則の中に見て取れることが想定され、ここにおいても、弱者たる当事者の利益の保護の実現が図られていることが見て取れた。結論として、両者には、弱者保護の利益を図るという、普遍的な法秩序(公序)が通底しているという結論に達した。これらの中国法に関する研究成果は、佐々木彩「東アジア家族法における法秩序 中国家族法を素材として」『現代社会研究』第18号(2020年)69-78頁、佐々木彩「新中国家族法における法秩序 国際私法上の公序を手掛かりに」『現代社会研究』第19号(2021年)65-76頁において公表されている。

(4) 普遍的な法秩序に通ずるとされる両性平等の概念について、我が国の憲法的視点から、憲法第24条の婚姻の自由に同性間の婚姻までを含めることができるか否かについて検討した結果、「両性」の文言を柔軟に解釈することで、含めると考える余地はあるという結論が導かれた。これらの研究成果は、佐々木彩「我が憲法上の婚姻の自由に関する若干の考察 - 令和3年3月17日札幌地裁判決を手掛かりとして - 」憲法学会六十周年記念論文集編集委員会(編集)『日本憲法学の理念と展望 憲法学会六十周年記念論文集』(成文堂、2022年)159-179頁において公表されている。

(5) 「国際家族法研究会」(東洋大学現代社会総合研究所)を2019年度に立ち上げ、アジア地域における家族法について有効な比較方法を模索しながら、本研究を深化させる場として活用した。その活動報告は、2019～2021年度の研究会活動報告『現代社会研究』第17～19号において公表されている。

以上、本研究は、アジア国際家族法における普遍的な法秩序の構築可能性について、インドネシアおよび中国の国際家族法を中心に比較法的視点から研究を行い、我が国における現代的問題点も踏まえ、検討・考察したものであり、我が国国際私法上の公序則を発動する際の一定の判断基準を導き出したと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 佐々木彩	4. 巻 1
2. 論文標題 我が憲法上の婚姻の自由に関する若干の考察 - 令和3年3月17日札幌地裁判決を手掛かりとして	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『日本憲法学の理念と展望 憲法学会六十周年記念論文集』成文堂	6. 最初と最後の頁 159-179
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木彩	4. 巻 19
2. 論文標題 新中国国家族法における法秩序 - 国際私法上の公序を手掛かりに -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『現代社会研究』	6. 最初と最後の頁 65 76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34375/gensoken.2021.19_65	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 佐々木彩	4. 巻 18
2. 論文標題 東アジア家族法における法秩序 - 中国国家族法を素材として -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『現代社会研究』	6. 最初と最後の頁 69-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34375/gensoken.2020.18_69	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 佐々木彩	4. 巻 17
2. 論文標題 東南アジア家族法における法秩序 - インドネシアを素材として -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『現代社会研究』	6. 最初と最後の頁 15-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34375/gensoken.2019.17_15	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	笠原 俊宏 (Kasahara Toshihiro)		
研究協力者	徐 瑞静 (Jo Zuisei)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------